退職者への手続案内

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | A)　再就職しない（定年退職含む） | B)　再就職先が決まっている | C)　再就職予定だが、  まだ再就職先が決まっていない |
| 雇用保険 | 働く意思がない場合は手続き不要  （「雇用保険被保険者証」は次回就職時に備えて手元に保管） | １．雇用保険加入対象者の場合は、「雇用保険被保険者証」を再就職先に提出  ２．再就職の条件が役員等、雇用保険加入対象外の場合は手続き不要（「雇用保険被保険者証」は次回加入時に備えて手元に保管） | ・「離職票」を退職先から受け取り、ハローワークで休職申込、失業給付の手続きを行う  ・再就職先が決まったら、左欄B）と同様 |
| 健康保険 | １．退職前加入保険の任意継続被保険者制度に加入  →退職後、必ず20日以内に本人が手続き（２か月以上被保険者期間があれば加入可能）  ※保険証（番号）が変わるので、退職時に必ず前の保険証を会社に返却  ２．国民健康保険に加入  →退職後、住所地役所で14日以内に手続き  ３．家族の被扶養者となる  →扶養に入る先（家族の会社）に相談 | １．翌日からすぐに再就職する人は、　新しい会社で健康保険に加入  ２．再就職まで空白期間がある場合は、  　左欄A）のいずれかに加入 | １．再就職するまでは、左欄A）のいずれか  ２．再就職する時は、新しい会社で健康保険に加入（その前に加入していたA）欄の保険は脱退する手続きを行う） |
| 年金 | ※年金手帳（基礎年金番号）が必要  １．老齢年金が受けられる年齢  　→住所地の年金事務所で手続  ２．60歳未満の場合  →①住所地役所で、国民年金（第1号）への手続  ＊配偶者が扶養（第３号）だった者で60歳未満であれば、配偶者の国民年金（第1号）への手続きも忘れずに  →②配偶者の被扶養者となる場合は、上記健康保険の３．の手続き書類と併せて国民年金（第3号）への手続きを行う書類を提出 | ※年金手帳（基礎年金番号）が必要  １．翌日からすぐに再就職する人は、　新しい会社で厚生年金保険に加入（70歳未満の場合）  ２．再就職まで空白期間がある場合は、  左欄A）のいずれかと同様 | ※年金手帳（基礎年金番号）が必要  １．再就職するまでは、左欄A）のいずれか  ２．再就職する時は、新しい会社で厚生年金保険に加入（70歳未満の場合）  （その前に加入していたA）欄の脱退手続きは不要） |
| 所得税 | 確定申告を住所地の税務署で行う  （翌年2月16日～3月15日まで） | 1. 退職と同じ年内に再就職   　→再就職先で年末調整  ２．再就職が翌年に  　→自分で確定申告 | 左欄B)のいずれか |
| 住民税 | １．1月から5月の退職の場合  →原則、退職時の給料で年間住民税　　の残額を一括徴収（給与天引）  ２．6月から12月の退職の場合  →一括徴収しない場合、住民税の残額納付書が住所地から送付され、それに従い個人が納付する  （最終給与で一括徴収希望も可能） | １．左欄A)と同様  ２．左欄A)と同様  または  ３．再就職先で住民税徴収（給与天引）を引き継ぐ（本人希望による）  →勤務先変更の「住民税異動届」を退職前の会社に作成してもらい受け取り、それを再就職先に提出し、引き継ぎ手続きをしてもらう | 左欄A)のいずれか |